

事例から学ぶ

相談員のための **トラブル対策** NEWS

「移動は職員の見守りが必要」という介護計画

■介護計画書に

Aさんは87歳の女性利用者(要介護1)で、杖歩行が不安定ではありましたが、ケアマネジャーからの情報提供書では「移動は見守り程度」となっていました。デイサービスでは、通所介護計画に「移動は職員の見守りが必要」と書いて家族の印鑑をもらい、お渡ししました。

ところがある日、Aさんは立ち上がって歩き出そうとしてそのまま転倒し、大腿骨を骨折してしまいました。職員が近くに居て駆け寄りましたが、間に合いませんでした。息子さんは、デイサービスが以前お渡した介護計画書を持って来て「介護計画には“移動は見守りが必要”と書いてある。職員が見守りを怠ったから転倒したのだろう。治療費を出すべきだ」と主張されました。所長は「急に立ち上がって転倒する場合は、間に合わないこともたくさんあります」と説明しましたが、息子さんは「介護計画書というのは、介護する内容を具体的に書く書類だろう。転倒しないように見守りをするのが当然」と一歩も譲りません。

介護計画書は契約書と同じように法的拘束力がある

■息子さんの言い分は正しいか？

介護計画書は、契約書や重要事項説明書と並んで具体的にどのような介護サービスを提供するのかを約束する契約書類です。そのため、介護契約書に書いたサービスを提供しなければ債務不履行となり、損害が発生すれば賠償責任が発生します。そのことを踏まえると、息子さんが言っていることは正しいこととなります。「絶対に転倒しないように見守ります」と書いていなくても、「移動は見守りが必要」と記載があれば、家族は転倒しないように移動中は見守ってくれると解釈するのです。



■できないことは書いてはいけない

デイサービスでは、Aさんの歩行が不安定なので「転倒防止のために極力職員が見守りましょう」というくらいのつもりで介護計画書に書いてしまったのかもしれませんが、しかし、前述のように書いた以上はやらなければ、債務不履行(契約違反)として賠償責任が問われることもあり、介護計画書の表現も注意しなければなりません。以前、入所施設で施設サービス計画書に「誤嚥性肺炎防止のための口腔ケアの徹底」と書いてしまって、家族から1日5回の口腔ケアを要求されたこともあります。できないことを書いてはいけないのはもちろんですが、あいまいな表現も慎まなければなりません。

■見守りで転倒は防げない

「転倒防止のために見守りをする」という対策をよく耳にします。では、職員が近くで見守っていれば転倒は防げるのでしょうか？株式会社安全な介護社では以前「転倒防止実証実験」を行ったことがあります。車いすからいきなり立ち上がって転倒する利用者から1.5m離れたところにいる職員がどれくらい転倒を阻止できるか実験したのです。結果は表の通りでたった20%しか防げませんでした。

近くに居れば転倒が防げるという考えは、かなり難しいという事がわかりました。



(株)安全な介護 調べ

見守りの方法	転倒防止回数
じっと見守っている	3回/10回 (30%)
見たり見なかったり	3回/10回 (30%)
作業をしながら	1回/10回 (10%)
合計	7回/30回 (23.3%)

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 マーケット開発部 市場開発室
 担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456
 監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店